

大和市議会基本条例 逐条解説

【前文】

近年、自治体が負うべき責任と果たすべき役割はますます重要になっている。その中であって、議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担っており、憲法が規定する地方自治の本旨にのっとり市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くす使命がある。

そのために、議事機関である議会及び議決権を持つ議員は、執行機関と健全な緊張関係を保ちながら監視機能を十分に発揮し、多様な民意を反映しながら政策立案機能の向上を図る必要がある。時代に即応した議会運営の刷新も求められている。

大和市議会は、数度にわたる議会改革の協議を経て市民に開かれた議会運営に努めてきたが、更に、市民の負託に的確に応える議会と議員のあり方を明確にするため、ここに議会基本条例を制定するものである。大和市議会及び議員は、この条例を指針として不断の努力を重ねることを決意する。

【解説】

- ・前文では、議会基本条例を制定する理由を明らかにしました。
- ・近年、地方自治体の負うべき責任、果たすべき役割がますます重要になってきていることに伴い、「二元代表制」の一翼を担う議会の役割も重要になってきています。
- ・そのために議会・議員はその機能を十分に発揮し、かつ向上していかなければならないし、時代に即応した議会運営の刷新にも努めなければなりません。
- ・本市議会はこれまでも議会改革に取り組み、市民に対して開かれた議会運営に努めてきましたが、一層、市民の負託に的確に応える議会・議員となるため、その「指針」となる条例を制定することとしました。

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・議会が「二元代表制」としての役割を果たすものであることを明記しています。
- ・議会と議員の活動原則など議会に関する基本ルールを規定しています。
- ・本条例の目的を、議会・議員が市民の負託に的確に応え、市民の福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することとしました。

(議会の役割)

第2条 大和市民の意思は、議会によって代表される。

2 議会は、議事機関として次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 議決により、市の意思決定を行うこと。

(2) 市長その他の執行機関の施策や事務の執行について、監視及び評価を行うこと。

(3) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。

(4) 意見書や決議等により、国等へ意見表明を行うこと。

【解説】

- ・ 地方自治体はいわゆる「二元代表制」を採用していますが、市民の意思は合議機関である議会によって代表されます。
- ・ 第2項では、議会の議事機関としての役割を第1号から第3号に具体的に列挙しています。
- ・ 第2項第1号から第3号までの規定は例示規定です。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、前条に定める役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。

(2) 議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

(3) 市民の多様な意見を踏まえ、十分な討議のもとに議会運営を行うこと。

(4) 議会の役割を不断に追求し、議会の改革に取り組むこと。

【解説】

- ・ 前条に規定する「議会の役割」を果たすために具体的な「議会の活動原則」を規定したものです。
- ・ 第1号から第4号までの規定は例示規定です。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、~~市民~~の代表として、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員相互の言論を尊重するとともに、討議を推進すること。
- (2) 市民生活に関わる課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めること。
- (3) 市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行い、行政監視に努めること。
- (4) 自らの議員活動について、積極的に情報提供を行うこと。
- (5) 自らの資質の向上を図るため研鑽に努めること。

【解説】

- ・議員が市民の代表として行動するべく、その「活動原則」を規定しています。
- ・第1号から第5号までの規定は限定列挙したものではなく、「議員の活動原則」についての主なものを例示したものです。
- ・議員は第1号から第5号までに列挙されていないことであっても、常に「市民の代表」としてふさわしい行動をとらなければなりません。

(議員の政治倫理)

第5条 議員は、~~市民~~の代表として、重大な使命を有しており、高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない。

【解説】

- ・議員に対して、市民の代表としての「倫理義務」を求めています。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案及び政策提言に関し、他の会派等との合意形成に努めるものとする。
- 4 議会は、議員が会派に属さないことで不利益をこうむることがないように努めるものとする。

【解説】

- ・議員が政策を中心とした同一理念を共有する議員と会派を結成することができることを規定しました。
- ・会派の役割を明記しました。
- ・本市議会は「会派に所属しない」議員を認めています。その場合、「会派に所属しない議員」が会派に属さないことで不利益を被ることがないように、議会に対して「努力義務」を課しています。

(市民参加)

第7条 議会は、必要に応じて市民参加の機会を設けるものとする。

- 2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用を努めるものとする。
- 3 議会は、請願者や陳情者に、委員会において委員長の許可の下に意見陳述等を行う機会を設けることができる。
- 4 議会は、地域に出向いて議会報告や意見交換を行うことができる。

【解説】

- ・我が国は地方自治においても「間接民主制」を採用しています。したがって、議会による「間接民主制」が原則ですが、それを補完するために「直接民主制」の手法が必要であると議会が判断した場合には市民参加の機会を設けることができる旨を規定しました。
- ・議会は、審査等に市民の意見や専門家の知見を反映させるために、地方自治法が定める公聴会や参考人制度を積極的に活用するものとしています。
- ・議会に対して、請願や陳情がなされた場合、各委員会における審査に際し、委員長の許可のもとに請願者や陳情者に対して意見陳述をする機会を設けることができるとしました。
- ・議会は市民に対する説明責任を十分に果たすため、必要に応じて地域に出向いて報告会や意見交換会を行うことができることとしました。

(会議及び情報の公開)

第8条 本会議及び委員会は、原則として公開とする。

- 2 議会は、会議録の公開など情報の積極的な提供に努めるものとする。
- 3 議案に対する議員の審議結果は、公開するものとする。

【解説】

- ・本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会は秘密会となる場合などを除き原則として公開されます。
- ・議会は、会議録を市議会ホームページ等で公開するなど積極的に情報提供を行います。
- ・議案に対する個々の議員の審議結果は、市議会ホームページや「市議会だより」等で公開します。

(議会と市長等との関係)

第9条 議会は、二元代表制の下にある議事機関として、市長等その他の執行機関と緊張ある関係を保つものとする。

【解説】

- ・議会が、市長と共に本市における「二元代表制」の一翼を担う機関であることを明記しました。
- ・議会の役割は市長が執行機関であるのに対して、「議事機関」です。
- ・市長とは「二元代表」であるから、両者は当然「緊張ある関係」を保つ必要があります。

(市長等の説明責任市長による政策の形成過程の説明)

第10条 議会は、重要な計画、政策、事業等について、市長等に対し十分な説明を求めるものとする。

2 市長等は、予算又は決算を議会に提出するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

【解説】

- ・議会は「二元代表制」の一翼として市政に関わるために、市長に対して議会が重要と考える計画、政策、事業等について十分な説明を求めることを規定しました。市長はこの議会の求めに対しては、「二元代表制」の趣旨により、誠実に対応する必要があります。
- ・市長は議会に対しての自らの説明責任を果たすために、予算、決算を議会に提出するにあたっては施策別又は事業別の分かりやすい資料の作成に努めることとしています。

(行政評価)

第11条 議会は、議会として行政評価を行うことができる。

【解説】

- ・行政機関を「チェックする」という議会の役割を果たすため、議会が「行政評価」を行うことができることとしました。

(議決事件の追加)

第12条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法(平成22年法律第67号)第96条第2項の規定により議決事件の追加を検討するものとする。

【解説】

- ・地方自治法の規定により、議会は「議決事件」を条例で定めることにより追加することができます。本条は、議会の「議事機関としての機能強化」のため、その追加を検討することとしています。

(一般質問の方式) ※市側との意見交換後、再協議

第13条 本会議における一般質問(市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。次項において同じ。)は、一問一答の方式により行うことができる。

2 市長等(市長その他の執行機関及びその補助職員をいう。)は、一般質問に対し、議長の許可を得て、趣旨確認をすることができる。

【解説】

- ・議員が行う一般質問に対して、その方法を「一問一答」で行うことができる旨を規定しました。
- ・議論が進行していく過程で市長等が質問の趣旨が不明確と感じた場合には「趣旨確認」をすることができることとしました。

(議長及び副議長)

第14条 議長は、議会を代表し、公正な職務の執行に努めるとともに、民主的かつ活発な議論が行われるよう議会を運営するものとする。

2 議会は、議長及び副議長の選出に当たり透明性の確保に努めるものとする。

【解説】

- ・議長の議会運営に関する役割と使命を規定しています。
- ・議長、副議長の選出については、公職選挙法の「立候補」に関する規定が準用されていないことから、立候補制を採用できませんが、その選出に際しては透明性が確保されるように努めることを規定しています。

(政策形成等)

第15条 議会は、政策立案や調査研究に資するための組織をつくることができる。

2 議会は、議員の議会活動を支援するため研修等の充実を図るものとする。

【解説】

- ・議会は議会として「政策立案」「調査研究」を行う場合、必要に応じて政策研究会のような組織をつくることを規定しました。
- ・議会は個々の議員の集合体であり、議会の機能の向上のためにも、個々の議員の能力の向上が必要です。各議員が自己研鑽に努めることは当然ですが、議会としてもそれを「支援」するために「研修等」を充実させることを義務づけたものです。

(政務活動費)

第16条 会派及び会派に所属しない議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。

2 会派及び会派に所属しない議員は、政務活動費を充てることのできる経費の範囲に従い適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

【解説】

- ・政務活動費が支給された「会派」もしくは「会派に所属しない議員」は交付目的に則して適正にこれを執行し、市民に対して使途についての説明責任を負うことを明記しました。

(議会事務局)

第17条 議会は、議員の政策立案機能の向上のため、議員の議会活動を補佐する議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実に努めるものとする。

【解説】

・議会事務局は議員の議会活動を支える重要な組織です。地方分権の進展に伴い今後議員の「政策立案機能」はますます重要性を増すこととなります。したがって、議会事務局の特に「調査」「法務」機能の充実に努めています。

(予算の確保)

第18条 議会は、市長に対し、二元代表制としての機能を充実するために必要な予算の確保を求めるものとする。

【解説】

・議会と市長が地方自治における「二元代表制」となっていることは、本条例で繰り返し規定している重要な考えです。地方自治法は、予算を定めることを議会の権限としていますが、その一方で予算の調整を市長の担当事務としています。本条は市長に対して、「二元代表制」の趣旨をよく考慮し、議会が「二元代表」の一翼として必要な機能を十分に果たすことができるように必要な予算の確保を求めることを規定しました。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、附設する議会図書室の資料等の充実に努めるものとする。

【解説】

・議会に「議会図書室」を置くことは「地方自治法」に規定されています。本条は地方自治法の規定を受けて、更にその「資料の充実」を議会の努力義務としたものです。

(議員定数)

第20条 議員定数は、市民意見を反映するために必要な数を考慮して、別に条例で定める。

【解説】

・議員定数は民主的な議会を構成するためには、大変重要なことです。したがって、「市民意見」が十分に反映される人数であることを考慮し、別に条例で定めることを規定したものです。

(議員報酬)

第21条 議員報酬の額は、原則として大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市特別職報酬等審議会の審議結果を受けて、別に条例で定める。

【解説】

- ・議員報酬については、その透明性、公平性を担保するために「大和市特別職報酬等審議会」の審議結果を受けて「条例」で定めることとしました。
- ・「原則として」としたのは、大規模災害などの特別な場合に「大和市特別職報酬等審議会」の審議を受けることができない状況で、議員報酬を削減することが必要となったとき、議会が単独で行うことができるように、「例外」を認める余地を残したものです。

(議会改革のための組織)

第22条 議会は、議会活動の不断の評価と改革を行うため、必要に応じて議会改革のための組織を設置することができる。

【解説】

- ・議会は、議会活動について自ら評価し必要な改革を行っていく必要があります。そのための「組織」が必要となった場合は、それを設けることができることを規定しました。

(条例の見直し)

第23条 議会は、この条例が制定の目的に沿っているかを常に検証し、必要に応じて条例の見直しを行うものとする。

【解説】

- ・条例の見直し、改正に関して規定したものです。本条例は1条の「目的」を達成するために制定したものであり、したがって、その「目的」に沿っているかは「常に検証」していく必要があります。そして、その「必要」があれば、「見直し」を行うことを議会に義務づけています。

附 則

この条例は、平成25年〇月1日から施行する。

【解説】

- ・この条例は平成25年〇月1日から施行するものです。